

## 西由木地区公園指定管理者募集に係る資料の訂正および質問について

まちなみ整備部公園課

平成28年7月15日から7月29日までに配布しました西由木地区公園指定管理者募集要項における添付資料に誤りがあったため、下記のとおり訂正します。

また、質問はありませんでした。

### 記

#### 1. 木質バイオマス活用の普及促進事業について

資料番号2「西由木地区公園要求水準書」IV-2・(1)-キ. 資源の有効活用において、木質バイオマス活用の普及促進事業の記述があるが、これまでに上柚木公園および長池公園（平成29年度より東由木地区）で実施している。

西由木地区公園指定管理者においても指定期間中に依頼があった際には協力してもらうという趣旨であり、別添資料「木質バイオマス活用の普及促進事業の協力に関する協定について」は現時点で不要であるため、以下の文を削除する。

削除：〔別添資料「木質バイオマス活用の普及促進事業の協力に関する協定について」参照〕

#### 2. 対象公園総括表について

資料番号3「対象公園総括表」を別添「対象公園総括表 平成28年8月訂正版」に差し替える。

#### 3. 自動販売機の収入について

資料番号12「自動販売機や売店の設置について」自動販売機の設置管理に関する指示事項のうち、以下の文を削除する。

削除：5. 売り上げ収益を公園施設又は運動施設の維持管理費用に充てること

#### 4. 公園管理事務所における許可事務について

資料番号 13「公園の使用許可について(共通)」◆許可事務の考え方のうち、2 文目「▶ 公園利用者に対するサービス向上のため、各公園に設置されている管理事務所においても、問い合わせの受け答えや許可事務が行える体制を整えてください。」という文を削除する。

#### 5. 管理運営費根拠について

資料番号 30「事業計画書(作成要領)西由木」Ⅲ 4のうち、1 文目より「自主事業等の活動」を削除する。

#### 6. 公園別資料について

資料番号 31 公園別資料内に 695 堀之内北八幡緑地の図面データを追加する。

以上